

物品購入等における予定価格の事前公表の実施について(お知らせ)

広島市では、平成18年11月1日から、財政局契約部が入札事務を行う物品購入及び製造の請負契約のうち、**電子入札システムを使用して行う一般競争入札の一部について、下記のとおり、予定価格の事前公表を実施します。**

これは、透明性、競争性をより一層高めるための入札・契約制度の改善策の一つとして実施するものです。

事業者の皆様におかれましては、今回の制度改正の趣旨を十分ご理解のうえ、入札に参加してください。

なお、予定価格を事前公表する入札の対象範囲については、今回の実施状況を勘案しながら順次拡大していく予定です。

記

(予定価格事前公表の概要について)

項 目	説 明
1 事前公表の対象とする入札方式	電子入札システムを使用して行う一般競争入札とします。 (ただし、財政局契約部で入札契約事務を行うものに限りません。) この一般競争入札には、WTO案件を含みます。
2 事前公表の対象とする種目	一般印刷、軽印刷、事務用機器、家電・視聴覚機器、スチール家具、学校教材具の6種類とします。 ただし、複数の商標又は銘柄等が選択できない案件で、取扱業者が特定されるものは、事前公表の対象外とします。
3 実施時期	平成18年11月1日から(同日以後において、入札公告を行うものから実施します。)
4 予定価格の公表方法	ホームページ上の調達情報公開システムの「入札・見積り詳細情報」画面の備考欄及び入札公告の中に掲載します。消費税及び地方消費税相当額は含みません。
5 入札回数	入札回数は、1回限りとします。
6 その他	仕様書は、原則として、入札参加希望者がインターネットを利用して調達情報システムの「入札・見積り詳細情報」画面にアクセスし、取り込み(ダウンロード)を行うものとします。ただし、それができない案件に限り、窓口での配付を行うものとします。

建設コンサルタント業務等における予定価格の事前公表 及び入札金額内訳書の添付について（お知らせ）

1 対象業務

地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の5業務のうち、競争入札によるもの（予定価格100万円超）を対象に、予定価格を事前公表します。

2 実施時期

平成18年11月1日から（同日以後において、簡易公募型指名競争入札に係る募集公告及び通常型指名競争入札に係る指名通知を行うもの）

（注意）

特命随意契約によるもの及び予定価格100万円以下の見積合わせによるものについては、予定価格の事前公表は行いません。

3 予定価格の公表方法

調達情報公開システムの「入札・見積り詳細情報」画面の備考欄に、「予定価格XX,XXX,XXX円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）」と記載するほか、簡易公募型指名競争入札の募集公告にも同様に記載します。

なお、通常型指名競争入札における指名業者に対しては、さらに、配付資料（設計書、仕様書等）中に予定価格を記載した文書を追加することにより通知します。

4 入札金額内訳書（積算内訳書）の添付

予定価格を事前公表するものについては、入札書とともに、当該入札金額の積算内訳を明らかにした書面（積算内訳書）を必ず提出していただきます（電子入札の場合、電子入札システムにより入札書を提出する際に積算内訳書を添付することとなります。）。

積算内訳書が提出されない場合その他一定の事由に該当する場合は、当該入札を無効とします。

5 その他

(1) 調査基準価格

簡易公募型指名競争入札においては調査基準価格を設定していますが、予定価格の事前公表の実施に伴い、調査基準価格も事前公表します（公表に当たっては、予定価格と同様に、消費税及び地方消費税相当額を除く金額を公表します。）。

(2) 入札回数

入札回数は、1回限りとします。

談合違約金の徴収の明確化について（お知らせ）

本市との契約における談合等の不正行為の防止を図るため、当該契約の相手方に談合等の不正行為があった場合には、建設工事に準じて、物品の売買等についても契約の解除及び損害賠償の請求を行うことができることとしました。

1 対象となる契約の範囲

建設工事に加え、物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の提供（建設コンサルタント業務等を含みます。）など、本市が発注するすべての契約を対象とします。

2 契約解除及び損害賠償の請求

本市との契約において、当該契約の相手方が次のいずれかに該当する場合は、契約解除及び損害賠償の請求を行うことができることを契約約款（契約書）に明記しました。

公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反したとして、排除措置命令又は課徴金納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

この契約に係る入札（見積り合わせを含む。以下同じ。）に関して、刑法上の談合又は競争入札妨害し、これに対する刑が確定したとき。

前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

この契約に係る入札に関して、刑法上の贈賄をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

3 損害賠償の額

上記2の損害金として請求する損害賠償の額については、契約金額の10分の2（ただし、上記2の第4号に該当するときは、10分の1）に相当する額としました。

ただし、本市の実際の損害額がこれを超えるときは、その超える額についても損害賠償を請求することができることとしました。

なお、この契約の解除又は終了の後においても、同様としました。

4 実施時期

平成18年11月1日以後に入札公告等を行うものから実施します。

談合情報対応マニュアルの整備について(お知らせ)

入札談合情報の提供・連絡があった場合に本市として統一的に対応するため、建設工事に準じて、物品の売買等に関する競争入札調査委員会の設置等を行うとともに、当該委員会等における公正取引委員会や警察等の関係機関への入札談合情報の連絡・対応などの事務手順等を定めるマニュアルを改正し、入札談合情報に対する迅速・的確な対応体制を整えました。

1 対象となる契約の範囲

建設工事に加え、物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の提供(建設コンサルタント業務等を含みます。)など、本市が発注するすべての契約を対象とします。

2 入札談合情報の把握時の対応等

入札談合に関する情報を把握した場合には、直ちに、当該競争入札の執行を担当する課長(以下「入札執行課長」という。)に連絡し、入札執行課長は当該連絡があった旨を当該契約に係る談合情報を所管する各競争入札調査委員会(以下「調査委員会」という。)の事務局に通報するものとします。

3 競争入札調査委員会での対応等

調査委員会では、入札談合情報の調査等を行い、入札執行の延期、取止め、契約の解除等の要否等について審議し、必要な措置を決定します。

4 関係機関への通報等

上記3の調査・審議等の結果に応じて、入札談合情報等を公正取引委員会や警察等の関係機関に対して通報等を行います。

5 実施時期

平成18年11月1日から実施します。

暴力団等の排除の徹底について（お知らせ）

本市発注のすべての契約について暴力団等の関与・排除を徹底するため、建設工事に準じて、当該契約の相手方が暴力団等から不当介入を受けた場合は、警察署への届出及び本市への報告を行うことを義務としました。

また、当該契約の相手方が警察等捜査機関からの通知により暴力団関係者であることが判明した場合は、契約の解除及び違約金の請求を行うことができることとしました。

1 対象となる契約の範囲

建設工事に加え、物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の提供（建設コンサルタント業務等を含みます。）など、本市が発注するすべての契約を対象とします。

2 報告・届出の徹底

契約の相手方が契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ることを、契約約款（契約書）に明記しました。これを怠った場合には、契約違反として指名停止の措置（2か月）を講ずることになります。

3 契約の解除等

契約の相手方が暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通知により判明した場合は、契約解除及び違約金の請求を行うことができることを契約約款（契約書）に明記しました。

上記で違約金として請求する違約金の額については、契約金額の10分の1に相当する額としました。

4 実施時期

平成18年11月1日以後に入札公告等を行うものから実施します。

指名停止業者名の公表等について（お知らせ）

透明性・公平性の高い契約手続等とするため、建設工事に準じて、物品売買等についても指名停止の措置や競争入札参加資格の取消しを行った場合は、当該業者の商号、所在地及び理由等をホームページ等で公表することとしました。

また、契約の相手方は、指名停止の措置や競争入札参加資格の取消しの期間を経過していない者などに委任又は下請け（再委任又は再下請けを含みます。）を行うことができないことを明確にしました。

1 対象となる契約の範囲

建設工事に加え、物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の提供（建設コンサルタント業務等を含みます。）など、本市が発注するすべての契約を対象とします。

2 指名停止業者名等の公表

指名停止の措置や競争入札参加資格の取消しの対象となった業者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名、指名停止の措置又は競争入札参加資格の取消しの期間及び理由等を、簿冊による閲覧、インターネットへの掲示等の方法により公表します。

3 委任、下請け等の制限

指名停止の措置や競争入札参加資格の取消しの対象となった業者などについては、契約の相手方から委任又は下請け（当該委任又は下請けをされた者からの再委任または再下請けを含みます。）ができないこととし、その旨を契約約款（契約書）に明記しました。

また、契約の相手方は、これらの者に該当しないことについての確認を受けるものとし、違反した場合には、契約違反として、契約を解除することができることとしました。

4 実施時期

上記2の指名停止業者名等の公表については、平成19年4月1日から指名停止措置等が講じられるものから実施することとします。

上記3の委任、下請け等の制限については、平成18年11月1日以後に入札公告等を行うものから実施します。